

防衛大学校達第 6 号

高圧ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）第 26 条第 1 項及び一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、防衛大学校高圧ガスの危害予防に関する達を次のように定める。

昭和 45 年 12 月 11 日

防衛大学校長 猪木 正道

防衛大学校高圧ガスの危害予防に関する達

改正 平成 12 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号 平成 15 年 10 月 29 日防衛大学校達第 14 号
平成 17 年 4 月 14 日防衛大学校達第 9 号 平成 19 年 3 月 7 日防衛大学校達第 3 号

（目的）

第 1 条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における高圧ガスによる災害防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（保安管理組織）

第 2 条 大学校に、高圧ガス製造施設（以下「施設」という。）の保安管理のため保安統括者及びその代理者、保安管理者並びに保安係員及びその代理者並びに保安監督者を置く。

2 保安統括者は、防衛大学校長とし、その代理者は教官をもつて充てる副校長とする。

3 安全管理者は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、保安統括者が指名する。

4 保安係員及びその代理者並びに保安監督者は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、保安統括者が指名する。

（保安統括者）

第 3 条 保安統括者は、大学校内施設の保安に関する職務を統括する。

2 保安統括者に事故があるときは、代理者がその職務を代行する。

(保安管理者)

第4条 保安管理者は、施設の保安に関し総括し、その保安及び危害の予防に万全を期さなければならない。

(保安係員及び保安監督者)

第5条 保安係員及び保安監督者（以下「保安係員等」という。）は、施設の作業に係る保安について全般的な監督を行うものとする。

2 保安係員に事故あるときは、代理者がその職務を代行する。

3 保安係員等は、誠実にその職務を行い危害予防規程、保安教育及び定期自主検査を確実に実施する責任を有し、何人も保安係員等が高圧ガス保安法又はこの法律に基づく命令及び危害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第6条 保安係員等は、施設の保安及び運転について、次の各号に掲げる業務を行い、又は監督する。

(1) 施設について毎日1回以上巡視すること。

(2) 保安教育計画に基づき、職員及び学生（以下「職員等」という。）に年1回以上保安に関し教育を行うこと。

(3) 保安訓練に関する計画に基づき、職員等に災害規模に応じた緊急措置に対する判断力の養成、緊急運転停止、操作法の熟知に関し訓練を行うこと。

(委任規定)

第7条 この達に定めるもののほか、高圧ガスの危害予防に関する細部の事項は、教務部長が定める。

附 則

1 この達は、昭和45年12月11日から施行し、昭和45年5月20日から適用する。

2 空気液化装置危害予防規程（昭和 36 年防衛大学校達第 1 号）及び第 2 空気力学実験室空気圧縮装置危害予防規程（昭和 36 年防衛大学校達第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号）抄

1 この達は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 29 日防衛大学校達第 14 号）

この達は、平成 15 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 14 日防衛大学校達第 9 号）

この達は、平成 17 年 4 月 14 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 7 日防衛大学校達第 3 号）

この達は、平成 19 年 3 月 7 日から施行する。